

ぎふ地域DX推進補助金（法人等）に関するQ Aについて

1 DXについて

問 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは何か。

- データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、サービス等を変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革することをいいます。

問 デジタル技術の活用とは何か。

- 人工知能関連技術（AI）、IoT 活用関連技術（モノのインターネット）、クラウド関連技術、その他の先端的な技術をはじめとする情報通信技術を適切かつ効果的に活用することを想定しています。

2 応募要件について

問 法人の定義は。

- 法律上人格が認められたもののことをいいます。
- 例えば、株式会社、有限会社、一般社団法人、公益社団法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO）、医療法人、社会福祉法人などを指します。
- また、法人格を有さない人格ない社団等についても、県内市町村の地域課題の解決に資するデジタル技術を活用した事業を実施する場合には、補助対象者となり得ると考えますので、申請前に県の担当者までご相談ください。

問 本社機能の全部又は一部を有する法人とは。

- 県内に本社のある法人だけでなく、県内に本社機能の一部を有する法人であれば応募が可能です。
- 本社機能とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門（自社のための社内業務

としてシステム開発等を専門的に行っている部門)」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門（総務、経理、人事、管財等）」、「研究所（研究開発）」または、「研修所（人材育成）」であって該当業務について全社的な業務を行う機能を有するものです。

- 本社機能に該当する場合は、申請前に県の担当者まで相談してください。

問 他の補助金に応募している事業について、申請してよいか。

- 他の補助金等と併用して応募することは可能です。
- ただ、補助年度に国、地方公共団体及びこれらの外郭団体等の補助金又は委託金等の交付を受けている場合は、本補助金の交付対象外となります。

問 事業は単年度でできるものが対象か。

- 単年度で完了する事業が対象です。
- 例えば、実証事業を複数年で行う予定である場合も、必ず単年度で事業を区切っていただき、申請いただきますようお願いいたします。

3 申請書類等について

問 2024 年度の決算資料が締切日までに作成できない場合はどうすればよいか。

- 2022 年度、2023 年度の決算報告書を添付してください。

問 法人の設立が 2024 年度であり 2 期分の決算資料がないがどうしたらよいか。

- 提出できない理由を記載した書面（任意様式）を提出してください。

問 実施計画書（様式2）4．実施体制について、どの範囲まで記載すればよいか。

- 記載に当たっては、連携する市町村や県内 ICT 企業や専門家に限らず、機械装置等の発注先や共同で研究する相手など広くとらえていただき、必要に応じてご記載ください。

問 実施計画書（様式2）5．事業内容について、文字数やページ数の制限はあるか。

- 文字数やページ数の制限はありませんが、わかりやすいように記述してください。

問 実施計画書（様式2）5．事業内容について、整備する機械、装置、設備等の概要は必ず記載する必要があるか。

- ハード面の整備をしない場合、記載する必要はありません。
- なお、ハード面の整備をする場合、補助額のうちハードウェア（機械装置費）の占める割合は1／2以下とする必要があります。

4 補助の対象について

問 補助対象となる経費は。

- 補助対象事業の実施にかかる機械装置費、システム開発等委託費、専門家依頼経費、クラウド利用費、賃借費、諸経費、産業財産権取得費、研修費（補助対象事業②のみ）が対象です。
- また、補助対象事業①については単に製品やサービスの企画・開発、製品の購入にとどまることなく、実証や導入までを行う事業が対象となります。
- なお、補助対象経費については、本事業と他の事業の経費が明確に区分されており、かつ、証拠書類により金額等を確認できるもののみが対象です。

- その他、会議における飲食費等、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税を含む各種税金等は補助対象外となりますのでご注意ください。

問 ハードウェア・ソフトウェアとは何か。

- ハードウェアは、コンピュータ等のシステムにおいて、機械、装置、設備、部品といった物理的な構成要素をいいます。
- ソフトウェアは、コンピュータに命令を出すための情報であるコンピュータ・プログラムのことをいいます。例えば、仕事効率化やコミュニケーションのためのシステム・アプリなどが挙げられます。

問 県内市町村の地域課題の解決に資する事業とはどのような事業か。

- 事業の例は下記のとおりです。

主な課題（例）		課題解決に資する事業（例）
健康・医療・介護	・高齢者の健康づくり ・医療人材（医師・看護師等）、福祉人材不足 ・医療需要の増加・細分化	・PHR（※）サービスを活用した健康管理支援 ・AIによるオンライン受診相談サービスの実施 ・介護AIによるケアプランの最適化、介護ロボットの支援による身体的負担の軽減 ・感染防護機能やオンライン診療機能を備えたモバイルクリニックの実証
こども・教育	・保育人材不足 ・潜在保育士と保育現場のミスマッチング ・教育格差の是正	・園児の情報管理を支援するアプリ等の導入による保育現場の業務効率化・省力化 ・潜在保育士のデータベース化、データ分析に基づく潜在保育士と保育現場の需給マッチングや、課題・改善事項の可視化 ・デジタル教材やAI等のICTを活用した教育の実施
防災	・大規模災害に備えた対策	・5Gやドローンを活用した迅速な救助活動への支援 ・データの可視化・分析に基づく救助活動の実施による、投入リソースの最適化・救助アクションの最適化
インフラ	・老朽化したインフラの効率的な整備	・ビッグデータやICTを活用した効率的なインフラメンテナンスの実現 ・AIによる予測に基づく、積極的なインフラメンテナンスの実現
モビリティ	・公共交通網の整備・利用促進 ・高齢運転者の増加、身体障がいによる移動の制限	・IDやキャッシュレス決済、オンデマンド交通を活用したMaaSや地域活性化 ・買い物弱者対策、地域の足の確保など生活サービスの提供 ・高齢化や障がいの有無に依らず自由に移動可能な運転技術（自動運転）の実証実験
人材育成	・デジタル人材不足 ・IT技術の高度化	・外部の民間研修等を活用した従業員等のデジタル人材育成 ・地域住民へのデジタル関連研修の企画・提供 ※当事業に限り、市町村連携は不要

問 既存設備への機能追加やリプレイス（交換・置換）は補助対象になるか。

- どちらも補助対象となります。
ただし、事業実施計画書において、機能追加やリプレイスが県内市町村の地域課題の解決に資する理由を合理的に記載いただく必要があります。
- また、既存設備への機能追加については、どの部分が機能を追加した箇所かを把握できるように、機能を追加する前及び追加した後の状態を写真で記録するとともに、機能の追加に要した費用を経理書類で把握できるように整理をお願いします。

問 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の対象となる経費は何か。

- 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費です。サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。
- 他事業と共有する場合は補助対象となりません。

問 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の補助対象期間は、利用開始した日（補助金の交付決定以降の日）から完了期限までの利用分か。

- お見込みのとおりです。

問 補助事業用のシステムを社内サーバーに構築する場合、サーバーの購入費は補助対象になるのか。

- サーバーは原則クラウドサービスを検討してください。やむを得ない場合は、補助事業のために必要十分な仕様とし、1台分が補助対象となるものと想定しています。

- なお、サーバー購入費は、募集要領の別表の機械装置費に示す「専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェア」の購入に該当します。

問 システム構築を一から設計、製作するのではなく、パッケージ製品の導入も対象になるのか。

- パッケージ製品の使用も対象となります。

問 募集要領の別表の（注）５－（１２）には、パソコン、タブレット端末やスマートフォンは、補助事業以外にも利用できるため、補助対象外とあるが、専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は補助の対象となるか。

- 補助事業以外の使用になり得る、汎用性の高い機器の購入費は補助対象外となります。しかし、新たに機器を購入しないと補助事業ができない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、利用開始日（補助金の交付決定以降の日）から事業完了日までの経費を補助対象とします。
- なお、汎用性の高い機器の使用を検討されている場合は、補助事業の内容がわかる資料とともに、申請前に県の担当者まで相談して下さい。

問 補助事業者の従業員が情報システムをカスタマイズする場合は補助対象となるのか。

- 本補助金では労務費を補助対象としておりませんが、応募いただくことは可能です。

問 中古装置の購入費は、補助対象経費として認められるか

- 募集要領別表（注）５－（１３）に記載のとおり、中古市場における価格設定の適正性が明確でないため、中古品の購入費は補助対象になりません。

問 市町村とはどの程度の連携が必要なのか。

- 市町村との協定締結による連携又は事業を推進する協議会やコンソーシアム等に市町村が参画するケース等市町村と連携を行っていることが明確なものが対象となります。

問 市町村には広域連合や一部事務組合は含まれるのか。

- 含まれます。

問 デジタル人材育成研修事業とはどのような事業か。

- 外部の民間研修等を活用した従業員等のデジタル人材育成や、地域住民へのデジタル関連研修の企画・提供を行う事業です。

問 現地で開催される研修の他、ウェブで受講可能な研修サービスも対象となるか。

- 対象となります。

5 選定方法について

問 補助対象事業の選定方法は。

- 競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、提案事業の内容、実施能力等を外部有識者により構成する評価会議において評価し、その結果をもとに県が選定します。

6 スケジュールについて

問 補助金交付までの流れは。

- 応募対象者には令和7年4月25日（金）までに申請書類を提出いただきます。その後、申請内容の審査を経て、令和7年6月上旬～中旬頃に県から補助金交付決定を通知します。（補助対象事業者は交付決定通知のあった日から補助事業を開始することができます。）
- 補助対象事業者による事業完了後、県が提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を補助対象事業者に通知します。
- 補助対象事業者から提出される交付請求書により、県が補助金を支払います。なお、補助金の支払いは事業完了後の精算払とします。
- なお、事業完了日は令和8年2月28日（土）までの期間とします。
- 事業完了日までに補助対象事業に係る経費の支出まで完了している必要はありません。
- 「事業完了日」は、補助事業の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了した日を指します。